

(議案第2号)

長浜水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例等の一部を
改正する条例案要綱

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役および禁錮刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

1. 改正内容

- (1) 「懲役」および「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。
- (2) この条例の施行前にした処罰については、従前の例によるものとします。
- (3) この条例の改正前に改廃された条例等に規定する「なお従前の例による」との経過措置や改正前の条例等についての「なお効力を有する」、「改正前の条例の例による」または「廃止前の条例の例による」との経過措置により適用することとされている当該改正前の条例等の規定は、懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、改正前の刑法第16条に規定する拘留は長期および短期を同じくする拘留と読替えます。
- (4) 人の資格に関する条例等の規定の適用については、この条例の施行後においては、拘禁刑に処せられた者だけでなく、懲役、禁錮または刑法等一部改正法による改正前の刑法における拘留に処せられた者も、資格制限等の対象とします。
- (5) 長浜水道企業団企業長の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、刑法等一部改正法およびこの条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなします。

2. 施行期日

令和7年6月1日(刑法等一部改正法施行期日と同日)

(議案第3号)

長浜水道企業団水道技術管理者等の資格基準、任命および業務を
定める条例の一部を改正する条例案要綱

水道法施行令および水道法施行規則の一部改正により、水道技術管理者および布設工事監督者の資格要件が見直されたことに伴い、標記条例の一部を改正するものです。

※水道技術管理者…水道の管理についての技術上の業務(水質検査、水道施設や給水装置が基準に適合しているかどうかの検査等)を監督する者
布設工事監督者…水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者

1. 改正内容

- (1) 水道技術管理者の学歴・学科要件を定めます。また、資格要件に技術士および1級土木施工管理技士を追加します。
- (2) 布設工事監督者の実務経験年数に、工業用水道等他分野の実務経験を算入可能とし、必要な実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有することと規定します。
- (3) 布設工事監督者の学歴・学科要件において「土木工学科」以外の課程(機械工学科・電気工学科等)を追加します。
- (4) 布設工事監督者の資格要件に1級土木施工管理技士を追加します。

2. 施行期日

令和7年4月1日

(議案第4号)

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

令和6年8月の人事院勧告により一般職の職員の給与に関する法律が改正され、扶養手当が見直されたこと等に伴い、標記条例の一部を改正するものです。

1. 改正内容

- (1) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当額を増額するため、条例に列記する扶養親族を整理します。なお、配偶者に係る扶養手当の廃止は2年間で段階的に実施します。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給します。

2. 施行期日

令和7年4月1日

(議員提出議案第1号)

長浜水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正 する条例案要綱

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役および禁錮刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、標記条例の一部を改正するものです。

1. 改正内容

- (1) 「懲役」を「拘禁刑」に改めます。
- (2) この条例の施行前にした処罰については、従前の例によるものとします。
- (3) この条例の改正前に改廃された条例等に規定する「なお従前の例による」との経過措置や改正前の条例等についての「なお効力を有する」、「改正前の条例の例による」または「廃止前の条例の例による」との経過措置により適用することとされている当該改正前の条例等の規定は、懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、改正前の刑法第16条に規定する拘留は長期および短期を同じくする拘留と読替えます。

2. 施行期日

令和7年6月1日(刑法等一部改正法施行期日と同日)